

環境大臣 細野豪志 様

東日本大震災の災害廃棄物広域処理
に関する要請・質問書

平成23年12月20日

愛知県知事 大村秀章

趣 旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物について、本県は、本年10月25日に「東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する質問書」を提出し、11月21日にご回答をいただきました。

ご回答では、安心につながる実例データを積み上げ、説明材料を充実していくことなど、今後の対応が一部示されたものの、本県が、今求めている、県民の皆様のご理解とご納得を得るための情報やデータを得ることができませんでした。

本県としては、もとより被災地の復興を強く望み、できる限りの支援をしているところであり、その基本姿勢は、現時点でもいささかも変わりませんが、受け入れの検討を進めるためには、その前提として、前回の質問書で述べているとおり、安全かつきめ細かな基準の設定や詳細な情報が不可欠であると考えております。また、県内の市町村等からも同様の意見が寄せられております。

こうしたことから、国として是非とも対応をお願いしたい事項に関して要請し、改めて質問いたしますので、具体的で納得できるご見解並びに情報とデータをお示しいただきますよう、お願い申し上げます。

要 請 ・ 質 問

基準関係

○ 災害廃棄物の受入れ基準

焼却前における災害廃棄物の放射性物質の濃度基準について、「混焼割合等を勘案した一律の受入基準を定めることは困難」で、「受入側自治体が、市民に分かりやすい形で一定の受入基準を設定し、受入状況に応じた安全性の評価及びそれに即した説明を行うことは可能」との見解を示されたが、県民の皆様に安全性を説明するためには、受入段階での災害廃棄物の安全基準を示す必要がある。このため、個々の自治体に判断を委ねるのでなく、これまでに蓄積された知見を活かし、混焼も想定した、国としての明確な基準を設定されたい。

○ 放射性物質の飛散がほとんどない地域における対応

放射性物質の飛散がほとんどない地域における基準については、自治体個々の受入基準による対応で可能とする見解であるが、受入自治体の判断に委ねるのでなく、広域での協力要請という視点から、国が主体となって、県民の安全・安心が確保でき、理解が得られるような、きめ細かな基準を設定するべきと考える。責任のある対応を早急をお願いしたい。

○ 最終処分場跡地利用とそれを利用する県民の安全性の視点からの基準

最終処分場跡地利用の安全基準設定については、「利用形態ごとの厳密な評価を行うには、一定の利用形態を想定してシナリオ評価することが必要ですので、その点も含めて今後ガイドラインを充実していきたい」との見解が示されたが、受け入れを検討するためには、跡地利用への影響を考慮する必要があるので、ガイドラインを早急に作られたい。

また、「覆土を保った利用であれば居住等を除く一般的な用途には特段の問題は生じない」との見解が示されたが、実際の跡地利用には、掘削するなどの形質変更を伴うことが想定されるので、この点を踏まえた跡地利用の安全性について見解を示されたい。

○ 放射性物質のモニタリング

災害廃棄物の受入側のモニタリングについては、平成23年8月29日付け廃棄物対策課長通知で示されているとの回答であるが、この中では、例えば、中間処理施設の排ガスや主灰・飛灰の放射性物質濃度の標準的な測定頻度が1ヶ月に1回とされている。

また、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下の焼却灰等を埋立処分した場合の最終処分場の浸出水等の放射性物質のモニタリングについては、維持管理基準として示されていない。

このため、災害廃棄物を処理する際の保管場所、焼却施設、最終処分場の周辺環境の安全性を確保するためには、よりきめ細かなモニタリング手法が必要と考えるが、見解を示されたい。

情報・データ関係

○ 災害廃棄物の焼却等に伴う施設管理

災害廃棄物を焼却施設等で処理した場合に、「バグフィルター等の設備について特段の影響は報告されていない」とのことであるが、実際に調査された例とそのデータがあれば示されたい。

また、一般廃棄物と混焼するに当たり、「既存の運転管理マニュアルに従い適切な運転管理をしていただければ特段の支障はない」としているが、放射性物質への対応ばかりでなく、灰分の増加や燃焼管理、異常物の混入などに備え、処理方式ごとに問題点を想定し、これを踏まえたマニュアルを策定されたい。

○ 災害廃棄物の焼却に伴う排出ガスに係る安全性の周知

12月16日にパンフレットを作成し、国民に周知しようとする姿勢は評価するが、県民・市民の不安解消や疑問に答えるためには、論点を明確にした上で、必要十分なデータを付して、もっと詳細な説明書を用意すべきと考える。

また、「県民・市民の御理解をいただくため、地方公共団体の説明会等へ協力」するとあるが、国として説明会を開催するとともに、国民全体の理解を得るための広報活動を行うなど、主体的かつ責任ある対応をされたい。

その他の取組関係

○ 風評被害対策

風評被害については、「消費者や小売業者をはじめとする各主体に対し、必要な施策を講じる」としていることから、早急に具体的な対応策を分野ごとにきめ細かく国民に示して、理解が得られるよう努めていただきたい。

また、風評被害が生じた場合の国の対応をあらかじめ示されたい。

○ 放射性物質の濃度基準を超えた場合の処理

災害廃棄物の焼却灰について、「放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える廃棄物については、『放射性物質汚染対処特措法』に定める指定廃棄物とする予定であり、万一、焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超えた場合は、国が責任を持って対応する」とのことであるが、対応の具体的な内容を早急に示されたい。

○ 放射性物質を除去する技術の確立

放射性物質の除去技術が早期に確立され、その内容や効果が明らかとなれば、災害廃棄物の受入の際の県民の安心安全に大きく寄与することとなるので、現在の知見を駆使し、積極的かつ早急に取り組を進められたい。